

電気通信大学共通教育部長等に関する規程

平成22年 2月17日

改正

平成24年 5月22日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第17条第7項及び第18条第7項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科及び情報理工学域の共通教育部長（以下「部長」という。）及び共通教育部副部長について、必要な事項を定めるものとする。

(部長及び副部長)

第2条 部長は、共通教育部を担当する教授で研究指導担当資格を有する者のうちから、情報理工学研究科長（以下「研究科長」という。）の推薦に基づき、学長が任命する。

2 部長は、情報理工学域の共通教育部長を兼ねる。

3 共通教育部に共通教育部副部長（以下「副部長」という。）を置くものとし、副部長は、共通教育部を担当する教授で研究指導担当資格を有する者のうちから、部長が指名する。

(職務)

第3条 部長は、研究科長及び学域長の職務を助け、共通教育部の運営に関する校務を処理する。

2 副部長は、部長の職務を補佐する。

(任期)

第4条 部長及び副部長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。